平成２８年（フ）第５２６号
栃木県宇都宮市西川田本町４丁目26番８号アムール305号室、前住所埼玉県比企郡ときがわ町大字日影976番地
破産者　池田　昌平
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１８７号
栃木県宇都宮市中央３丁目１番４号栃木県産業会館３Ｆ宇都宮ベンチャーズ内
破産者　グリッドロー株式会社
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１９９号
栃木県塩谷郡高根沢町大字石末1070番地２
破産者　高橋　鉄男
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２９５号
栃木県宇都宮市南一の沢町２番６号
破産者　宗像　　豊
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３１０号
栃木県宇都宮市陽東５丁目５番24号
破産者　平塚　淑朗
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３１７号
埼玉県越谷市大間野町２丁目11番地15
破産者　有限会社ＳＫＹ　ＰＲＯＪＥＣＴ
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５３号
山梨県甲府市里吉１丁目６番45号
破産者　株式会社治建設工業
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３９号
長野県岡谷市山手町３丁目８番25号
破産者　株式会社インターテクノ
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第４５号
長野県茅野市北山5635番地１
破産者　株式会社諏訪製菓
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第２２１号
愛知県一宮市丹陽町森本字川向2147番地１
破産者　特定非営利活動法人ライフ・セラピー
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第５９号
福岡県福岡市中央区谷２丁目17番24号
破産者　合同会社Ｗｉｔｈ　ｙｏｕ
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第１３０号
青森市大字新城字山田222番地451
破産者　とーびん物流株式会社
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１３６７号
横浜市中区池袋16番地５グランスイート横濱山手704号室
破産者　有限会社ケイズコンサルタント
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５１３号
横浜市青葉区あざみ野南２丁目１番21号ベオラプレイスＢ２－Ｂ
破産者　株式会社楽蓮房
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２７６号
大阪府岸和田市春木若松町11番25号
破産者　矢倉自動車工業株式会社
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２０１号
大阪府貝塚市三ツ松915番地の４
破産者　有限会社プロテクト
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３１１号
大阪府泉南市新家609番地の１
破産者　有限会社ジェイ・エフ・ストーン
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３１２号
大阪府泉南市新家609番１
破産者　株式会社リンダオジャパン
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１１３号
愛媛県東温市下林519番地４
破産者　株式会社東温土木
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

破産手続終結

平成２８年（フ）第７５号
山口県周南市大字久米281番地の１
破産者　株式会社河村理助商店
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所周南支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第５５号
宮城県栗原市築館字照越山ノ神前６番地
破産者　曽根きよ子
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　破産者に対する確定破産債権者がいないので、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第８７８号
埼玉県蕨市塚越５丁目13番14号
破産者　横尾ヒロ子
1　破産債権の届出期間　平成29年11月22日まで
2　一般調査期日　平成29年12月18日午後４時15分
平成29年10月23日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係